



茨労発基0507第4号の2  
令和2年5月7日

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会  
茨城支部 支部長 殿

茨城労働局長



## 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

平素より、労働基準行政の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記について、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第148号。以下「改正政令」という。）、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号。以下「改正省令」という。）及び作業環境評価基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第192号。以下「改正告示」という。）が、令和2年4月22日に公布及び告示され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりですので、了知いただくとともに、傘下会員等に対し周知方お願いいたします。

### 記

#### 第1 改正の趣旨及び概要等

##### 1 改正の趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）では、化学物質であって、製造の許可、譲渡時の情報提供等の規制対象とすべきものについて政令で定めることとされている。また、当該規制の対象となっていない化学物質についても、労働者に健康障害を生じさせるおそれのあるものについては、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づき、必要な規制を行っている。